

熊本市植木地区汚水処理施設条例の一部改正について

熊本市植木地区汚水処理施設条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市植木地区汚水処理施設条例の一部を改正する条例

熊本市植木地区汚水処理施設条例（平成22年条例第61号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市一木地区汚水処理施設条例

第1条中「植木地区」を「植木町一木地区」に改める。

第2条中「別表第1の」を「次の」に改め、同条に次の表を加える。

名称	処理区域
一木地区汚水処理施設	熊本市北区植木町一木の一部

第5条中「別表第2」を「別表」に改め、「一木地区汚水処理施設にあっては」を削り、「これを切り捨て、大和地区汚水処理施設にあってはその額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。」を「、これを切り捨てた額」に改める。

第6条中「施設の区分」を「区分」に、「定めるところによる」を「定める額とする」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 使用日数が30日を超えない場合 次に掲げる額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
  - ア 基本使用料の額に使用日数を乗じて得た額を30で除して得た額
  - イ 従量使用料の額

(2) 使用日数が30日を超える場合 アの額にウの額を合算した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)及びイの額にエの額を合算した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の合計額

ア 基本使用料の額

イ 基本使用料の額に使用日数から30を減じた数を乗じて得た額を30で除して得た額

ウ 排除汚水量に30を乗じて得た数を使用日数で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下「特別算定水量」という。)を1月の排除汚水量とみなした従量使用料の額

エ 排除汚水量から特別算定水量を減じた数を1月の排除汚水量とみなした従量使用料の額

別表第1を削る。

別表第2大和地区污水处理施設の項を削り、同表を別表とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成29年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前における大和地区污水处理施設の使用に係る使用料の算定については、なお従前の例による。

(提出理由)

大和地区污水处理施設を廃止する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。